

第2次草津市協働のまちづくり推進計画策定にかかるポイント

これまで

公共公益活動は行政主体でした。

協働のまちづくりの推進のため環境整備や助成事業等の支援体制の強化を進めてきました。

5年間計画を運用した、
現在の本市の状況

今後

将来は**人口減少**に直面すると予測されています。

- P6
- ・人口減少が与える影響
 - ・住民参画による地域づくりの必要性
 - ・社会全体の担い手不足や行政サービス水準の低下

◇人口減少に備えたまちづくりの展開◇

1 学ぶ

様々な学びから自分の事、相手の事が見えてきます。

◆「自分力」を高める

P7・生活の中で困ったことがあればまずは、個人の力で対応します。個人で解決する（自助）の力を高める学びも、まちづくりには大切です。

P13～・各主体における学習の機会や場の提供について記載

◆「地域力」を高める

P7・地域を担う一人ひとりが、生涯にわたり学びを積み重ねることで、その成果を個人の生活だけでなく地域の活動に生かしていく。多様な社会に対応できる地域づくりのための学びが大切です。

P13～・各主体における学習の機会や場の提供について記載

2 見える

誰が何に困っているのか、誰にどんな事ができるのか等、可視化することで認識を共有することができます。

- P8・地域にある課題の可視化や、課題をめぐる取組・施策の可視化
→似た悩みを持った様々な人等の多様なつながりが生まれる。
・多様な人を巻き込み、つながる。
→まちづくりの当事者意識が根付くような工夫

P13～・各主体において「可視化」をキーワードに記載

3 つながる

似た悩みや関心を持つ人がつながることで、同じ目標に向かって行動を起こすことができます。

P7・新たな集合体が形成され地域課題解決の一役を担うことも期待される。

P8・人と人がつながることで協働のまちづくりを進めます。
・つながるための新たな事業の展開

P13～・各主体において「つながる」をキーワードに記載

第2次草津市協働のまちづくり推進計画

草津市
令和2年3月

市長挨拶

はじめに

第1章 計画の概要

1. 基本的事項

計画策定の趣旨・計画の位置づけ・計画の期間

2. 基本的な考え方

用語の定義・市民と行政の協働の領域・協働の基本原則

第2章 協働のまちづくりの現状と今後の展開

1. 第1次計画の市の総括

2. 協働のまちづくりの現状

地方分権・人口減少・市民ニーズの多様化・

市民公益活動の広がりや新たなコミュニティ活動の展開

3. 今後の協働のまちづくりの展開

施策展開・学ぶ・見える・つながる

第3章 協働推進のための施策展開

1. 施策体系

目指す姿・協働によるまちづくりに取り組むイメージ図・体系図

2. まちづくりにおける各主体の施策展開

市民・まちづくり協議会・基礎的コミュニティ・市民公益活動団体・教育機関・

中間支援組織・市

第4章 計画の推進にあたって

1. 計画の推進体制の整備

2. 計画の進捗管理

資料編

1. 委員名簿

2. 第2次草津市協働のまちづくり推進計画策定の経過

3. 協働によるまちづくりの事例

4. 用語解説

第1章 計画の概要

1. 基本的事項

(1) 計画策定の趣旨

本市の市政運営の基本原則を定めた「草津市自治体基本条例」では、まちづくりに取り組むときは、市民との協働を基本とすることを定めています。また、さらに協働の取組を進めるため「草津市協働のまちづくり条例」を平成26年7月に定めました。本計画は、市民および市の役割を示し、それぞれが自主的にまちづくりに取り組み、協働によるまちづくりを進めることで住みよいまちの実現を目的につくりました。平成27年3月に「草津市協働のまちづくり推進計画」(第1次)を策定しましたが令和元年度に計画期間が終了するため次の計画として今回「第2次草津市協働のまちづくり推進計画」を策定します。

今回の計画の策定にあたっては、令和元年度に草津市協働のまちづくり・市民参加推進評価委員会を4回、課題共有型地域円卓会議を1回、LIVE市民フォーラムを2回開催しました。協働のまちづくりを進める時の課題や、それぞれが抱える困り事を共有しながら、実効性のある計画の策定を目指しました。



課題共有型地域円卓会議



LIVE市民フォーラム



草津市協働のまちづくり・
市民参加推進評価委員会

(2) 計画の位置づけ

本市の最上位計画である「第5次草津市総合計画」に掲げる協働のまちづくりの基盤強化の考えのもと「草津市協働のまちづくり条例」に基づき計画を策定します。

(3) 計画の期間

計画期間は令和2年度から令和6年度までの5年間としますが、策定後の社会情勢の変化や事業の進捗状況等により、適宜見直しを行います。

2. 基本的な考え方

(1)用語の定義

草津市協働のまちづくり条例第2条

項目	内容
協働	共通の目的を実現するために、市民と市民が、または市民と市が責任および役割を分担し、相互の信頼および理解のもと、互いの特性および能力を持ち寄って連携し、および協力することで、単独で取り組むよりも大きな成果が期待される取組をいいます。
市民	市内に居住し、通勤し、もしくは通学する者、市内で活動する団体または市内で事業を営む者をいいます。
まちづくり協議会	基礎的コミュニティ等を中心とし、概ね小学校区を範囲として設置される区域を代表する総合的な自治組織であって、市長が認定したものをいいます。
基礎的コミュニティ	町内会、自治会その他の地縁に基づいて形成された自治組織をいいます。
市民公益活動団体	不特定多数のもの利益の増進に寄与することを目的とし、特定の課題解決に向けて自発的かつ自主的に活動を行う営利を目的としない団体をいいます。
教育機関	学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学その他の学校および同法第124条に規定する専修学校をいいます。
中間支援組織	まちづくりを活性化させるために必要な支援を行うとともに、市民と市民または市民と市の間にとって協働によるまちづくりを推進する組織をいいます。
市	議会、市長およびその他の執行機関を含めた地方公共団体としての草津市をいいます。

◎「市民」には、「まちづくり協議会」「基礎的コミュニティ」「市民公益活動団体」「教育機関」「中間支援組織」も含まれます。

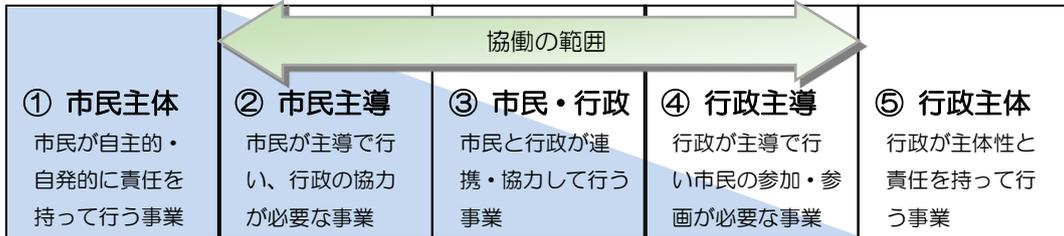
(2)市民と行政の協働の領域

下図のように、まちづくりの範囲は「①市民主体」から「⑤行政主体」まで考えられますが、このうち重なり合う「②市民主導」から「④行政主導」までが市民と行政の協働の範囲の基本となります。ここでは、わかりやすいように「市民」と「行政」の協働のイメージを掲載しています。

第1章 計画の概要

▼「市民」と「行政」の協働の領域

(山岡義典氏「時代が動くときー社会の変革とNPOの可能性」(ぎょうせい)を一部加工し掲載しています。)



(3) 協働の基本原則

協働に取り組む各主体が、パートナーとしての関係を構築し、協働の効果をより高め、相乗効果を発揮していくためには、草津市協働のまちづくり条例で定めた以下の7つの原則を理解し守りながら、取組を進めることが重要となります。

草津市協働のまちづくり条例第3条

<p>【7つの基本原則】</p> <p>① 対等の原則 対等な横の関係を保ちながら、お互いをパートナーとして尊重し、取組を進めることが大切です。</p> <p>② 自主・自立の原則 それぞれが、自己決定、自己責任のもとで活動し、パートナーの自主性を妨げないようにすることが大切です。また、お互いを尊重しながらも依存することなく、自立した関係を保つことも大切です。</p> <p>③ 相互理解の原則 お互いの立場や特性の違いを十分理解した上で、それぞれの果たすべき役割、責任分担等を明確にし、より良い協働関係を構築することが大切です。</p> <p>④ 共有の原則 何のために協働するのか、事業の到達点はどこかということ、事前に確認し合い、情報を共有し協力関係を結んでいくことが大切です。</p> <p>⑤ 公開の原則 協働事業の過程および成果について透明性を確保するため、広く情報公開を行うことが大切です。</p> <p>⑥ 評価の原則 協働事業の過程や成果について、相互に評価・検証を行い、相互が理解したうえでより良い協働関係を築き、次へのステップアップにつなげることが大切です。</p> <p>⑦ 相互変革の原則 協働は、従来よりも良い進め方や考え方があれば、両者とも柔軟に対応していくことが必要です。協働の過程を通じてパートナー同士が共に学び、共に変わり、共に成長していく姿勢および意識を持つことが大切です。</p>

第2章 協働のまちづくりの現状と今後の展開

1. 第1次計画の市の総括

第1次計画では、協働のまちづくりを進めていくために、市の施策を6つの項目に分類し事業を進めてきました。以下項目ごとに取組状況と課題をまとめました。

1 推進項目1 市民が活動しやすい環境整備

① 市民活動拠点の充実

新たな拠点として整備していた(仮称)市民総合交流センターについては、計画より竣工が遅れてしまいましたが、供用開始後は協働推進の拠点となるような施設運営に取り組めます。また、その他の拠点であるアーバンデザインセンターびわこ・くさつの運営については、草津の未来のまちを考えると、様々な事業を実施し意識の向上を目指してきました。今後は、たくさんの方に参加いただけるよう、新しい発想を取り入れた事業や産学公民をつなぐための取組をしていく必要があります。

② 市民センターのコミュニティ施設への転換

市内の地域まちづくりセンターにおいて、まちづくり協議会を指定管理者とした施設の管理運営を行うことで、地域のまちづくり拠点としてのさらなる活用につながりました。今後は、地域の特色を生かした施設の活用や安定した管理運営を継続して行う必要があります。

2 推進項目2 まちづくり情報の提供

① 情報サイトの充実

まちづくり情報の提供については、広報、ホームページ、フェイスブック、メールマガジン等を活用しながら情報の発信に取り組んできましたが、今後も、新たな情報発信の手法を考え取り入れていく必要があります。

② 情報誌の充実

市民活動のイベント情報を2カ月に1回発行しました。また、地域コミュニティや市民活動団体向けには、活動に役立つ各種制度をまとめた情報誌を発行してきました。今後は、各種制度の申請書をまとめて掲載する等し、制度を活用しやすい環境を整える必要があります。

3 推進項目3 まちづくり活動支援・資金助成

① 財政的援助

各組織や団体の活動が円滑に行われるよう交付金や補助金により、財産面での支援をしました。今後も、組織や団体のニーズに応じながら、より効果的な支援の方法を検討する必要があります。

第2章 協働推進のための施策展開

② 技術的援助

各組織や団体の設立や運営、担い手確保に対して、相談・支援体制の整備、制度の導入等を行いました。今後も、より効果的な支援の方法を検討していく必要があります。

4 推進項目4 協働事業の推進

① 協働事業の実施

協働事業のルールや仕組みについて制度を整備し、協働事業の実施を進めてきました。しかしながら「市民まちづくり提案事業」については、協働の相手となる団体がなかなか見つからず、現在は実施していません。今後の協働事業の実施につながるよう地域の担い手育成を目的に、現在は、地域デビュー講座を実施しています。今後も協働の相手方となるような団体・個人の発掘を目的とした事業展開やしきみ作りも検討していく必要があります。

5 推進項目5 中間支援組織の活用

① 市民公益活動、地域活動の推進

協働のまちづくり条例により、本市の中間支援組織に指定した「草津市コミュニティ事業団」、「草津市社会福祉協議会」と連携しながら、各事業を支援することで、市民公益活動、地域活動の推進を図ることができました。

今後は、それぞれの特性をいかし、中間支援組織としてのコーディネート機能が十分に発揮できるよう連携していく必要があります。

6 推進項目6 人材育成事業の展開

①職員研修の実施

職員研修や、多様な主体との協働研修により、協働に対する意識が高まるよう努めました。平成30年度に実施した、職員の協働・市民参加に対する意識調査では、「協働」「市民参加」を推進することに対して、7割前後の職員が高い意識を持っていることが分かりました。一方、協働に関わった職員が過半数であったにもかかわらず、日頃より協働を意識し、実践できているとの回答は3割にとどまっていることも分かりました。これは、職員が現所属での各業務において、協働を意識しつつも、どのように実践すべきか模索しているものと考えられます。今後、職員の協働・市民参加に対する意識の向上に努めつつ、協働事業の実施につなげることで、協働のまちづくりを推進していく必要があります。

2. 協働のまちづくりの現状

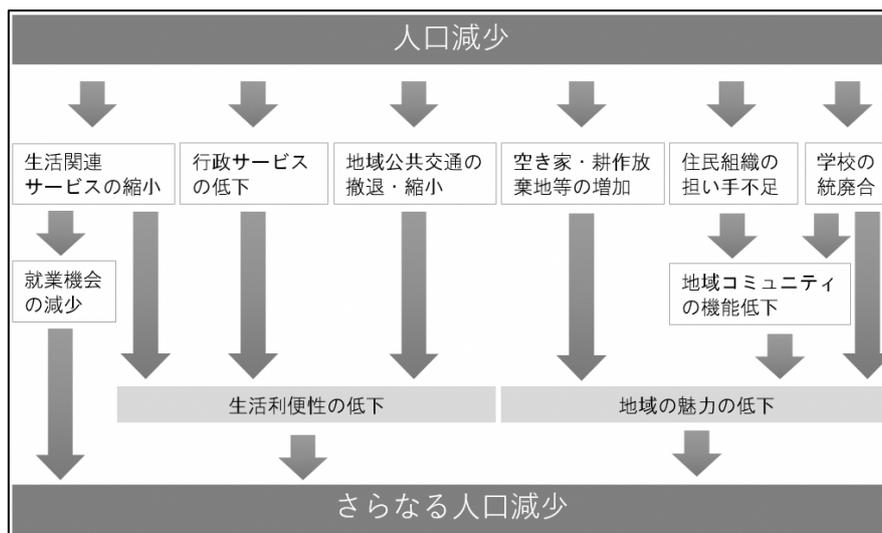
(1) 地方分権

地方分権が進み、地方自治体には、画一的な市政運営ではなく、自らの責任と判断で地方の実情に沿った自治行政を行うことが求められています。まちの進路が地方自治体の意思に委ねられるという転換期にあたり、地域の事情をよく知り、地域に愛着を持つ市民の皆さんの意見やアイデアが生かされ、市民と市が対話をしながら決定し、行動するまちづくりが必要とされています。

(2) 人口減少

人口減少は全国的な問題であり、本市においても将来的に直面すると予測されています。人口減少によって少子高齢化が進むと様々な問題が生じてきます。例えば、働く世代の減少により、経済・産業活動が縮小され、税収入が減少するだけでなく、高齢化により社会保障費の増加も見込まれます。これまで受けられていた行政サービスが縮小されるだけでなく、全ての分野において、担い手不足となり、地域力が低下する懸念があります。

このように、人口減少が与える影響は、生活利便性の低下や地域の魅力の低下を通じて、更なる人口減少を招くという悪循環に陥とされています。その一例をイメージ図で示したのが下の図です。



(国土交通省「人口減少の悪循環のイメージ図」を一部加工し掲載しています。)

将来世代にわたり豊かな暮らしを実現するため、住民参画による地域づくりがこれまで以上に求められます。

(3) 市民ニーズの多様化

人々のライフスタイルの変化や価値観の多様化、地域社会におけるコミュニティの希薄化等を背景とし、多様化する市民ニーズの全てに市が対応することは、限られた人材と行政コストの観点から困難となってきています。このような複雑化した社会の中で地域の課題を解決するためには、市と市民が協働の取組により、解決にあたるのが不可欠になります。

第2章 協働推進のための施策展開

(4) 市民公益活動の広がりや新たなコミュニティ活動の展開

従来、公共公益的な活動・サービスは、その多くを行政が担ってきましたが、近年各学区での地域活動やNPO・ボランティア団体による市民公益活動が盛んに行われるようになり、地域課題解決の役割を担うことも多くなってきました。また、これまでになかったSNS等を通して人と人とがつながることも生まれだし、こうした団体が地域課題の解決のための一助となることも期待されてきています。

3. 今後の協働のまちづくりの展開

(1) 施策展開

第1次計画では、市の各事業を毎年、達成度と進捗度で評価してきましたが、成果指標を設定していなかったため、成果を数値にて評価することができませんでした。第2次計画では、理念だけの計画に留まることのないよう、進捗が評価できる指標を設定し、全部署で取り組んでいくよう努めます。

(2) 学ぶ

地域で生活する中で、困ったことがあれば、まず個人の力で対応し、対応できないことに関しては、ボランティアや地域コミュニティが対応します。それでも解決できないことに関しては、NPO等による制度化された相互扶助や、行政等の公的機関の制度によって対応していきます。学ぶことにより自分の事だけでなく、相手の事も見えてくるだけでなく、課題を解決できる力が高まります。

◆自分力を高めるための学び

自分で自分の事を表現でき、決断し、行動できる力をつけるための学びは、これからの社会を生きる力につながります。地域に住む人の発言や行動が変化すれば、地域も変化していきます。

強いリーダー1人より、100人の小さな力の集まりの地域のほうが、持続可能な地域となっています。

◆地域力を高めるための学び

地域課題が多様化している現在、その解決のためには専門的かつ広い視野を培う学びが必要になります。地域を担う一人ひとりが、生涯にわたり学びを積み重ねることは、個人の生活を高めるだけでなく、その成果が社会においてその役立つことにもつながっていきます。市が持つ公共施設は、こういった学びの場として提供され、地域の人材を豊かにしていくこともまた目的としています。

学びを通して人と人とが関わり合い、同様の悩みや関心をもつ者同士の新たなつながりにより、地域課題の解決の役割を担うことも期待されます。

(3)見える

協働のまちづくりを推進する上で、地域にある課題の可視化や、課題解決につながる取組・施策の可視化をすることで、似た悩みを持った人と解決できる人や関われる人等の多様なつながりが生まれます。

現在、まちづくりに参加するのは特定の方であり、大半は無関心層です。今後はこの無関心層にまちづくりの当事者意識を根付かせるとともに、既に活動されている方の、まちづくりとの関係性を深化させることが求められます。そうすることでまちづくりの体制が強化していくため、地域の課題や困りごとに見える化し、多様な人を巻き込み、つながることで全ての人にまちづくりの当事者意識が根付くような工夫が必要となります。

(4)つながる

第1次計画では各種制度や組織の充実を中心に取り組んできましたが、制度の活用や組織の機能が効果的に発揮されていない現状がありました。第2次計画では、これまで作り上げてきた制度や組織を効果的に活用されるよう見える化を図り、人と人がつながることで、協働のまちづくりが進むよう施策の展開を図ります。

さらなる充実のために！

1

まちづくりの拠点となる (仮称)市民総合交流センターの設置・運用

学ぶ

つながる

草津市における市民の幅広い交流を促進し、地域の振興やまちの賑わいを創出するとともに、市民が創造的で多様な活動を展開できるよう(仮称)市民総合交流センターを設置し、協働のまちづくりの拠点となるよう運用していきます。

センターには、男女共同参画センターや人権センター、少年センター、コミュニティ事業団、社会福祉協議会等、まちづくりに関係する様々な組織が入居することから、多様な主体と連携し、密な情報の共有を図ります。

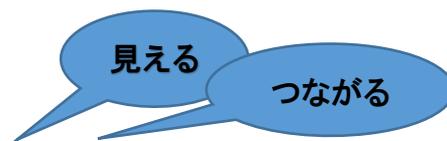
イメージ図



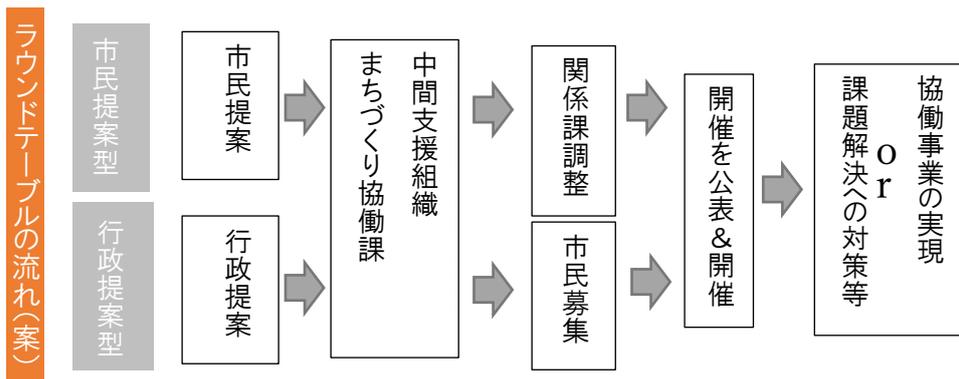
入居組織

草津市男女共同参画センター
草津市立人権センター
草津市立少年センター
草津市コミュニティ事業団
草津市社会福祉協議会 等

2 課題を共有し、つながる
ラウンドテーブルの開催



地域住民が豊かに暮らし続けられる地域づくりのため、市民と行政がともに考え行動するパートナーシップを確立し、地域課題の解決を図るための“対話”による「意見交換の場」並びに「学びの場」となるラウンドテーブルを開催します。



3 専門性を生かしてまちづくりを担う
市民公益活動団体の支援

第3章 協働推進のための施策展開

1. 施策体系

(1) 目指す姿

これまでの、現状と課題を踏まえ、協働によるまちづくりを具体的に進めていくための施策をまとめました。

草津市協働のまちづくり条例にある各主体の役割や主な方向性、「中間支援組織」や「市」については具体的な施策を示しました。

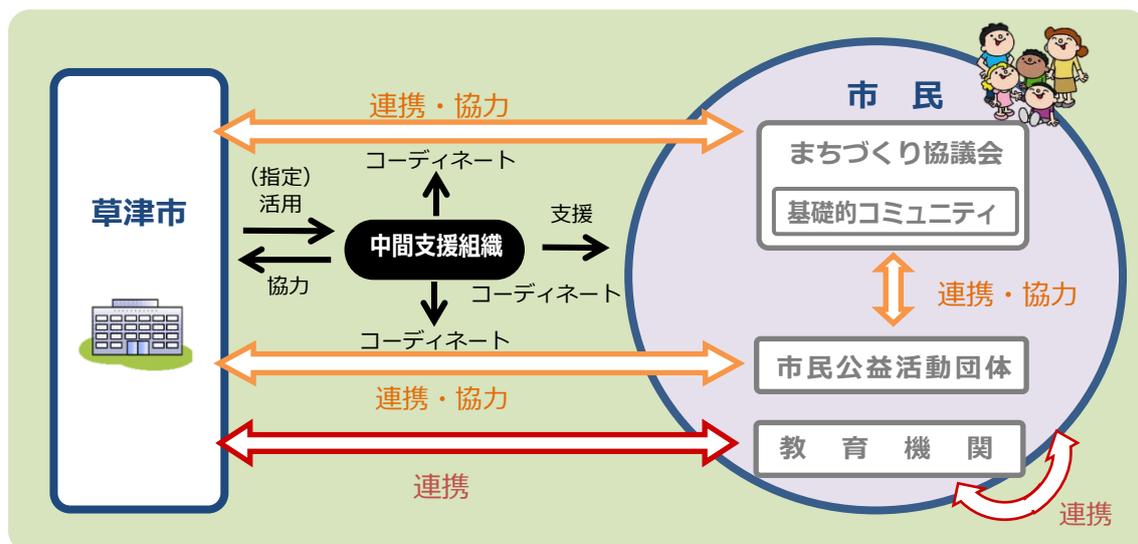
目指す姿

みんなでつくる協働のまち草津

～ 多様な主体が草津の力に ～

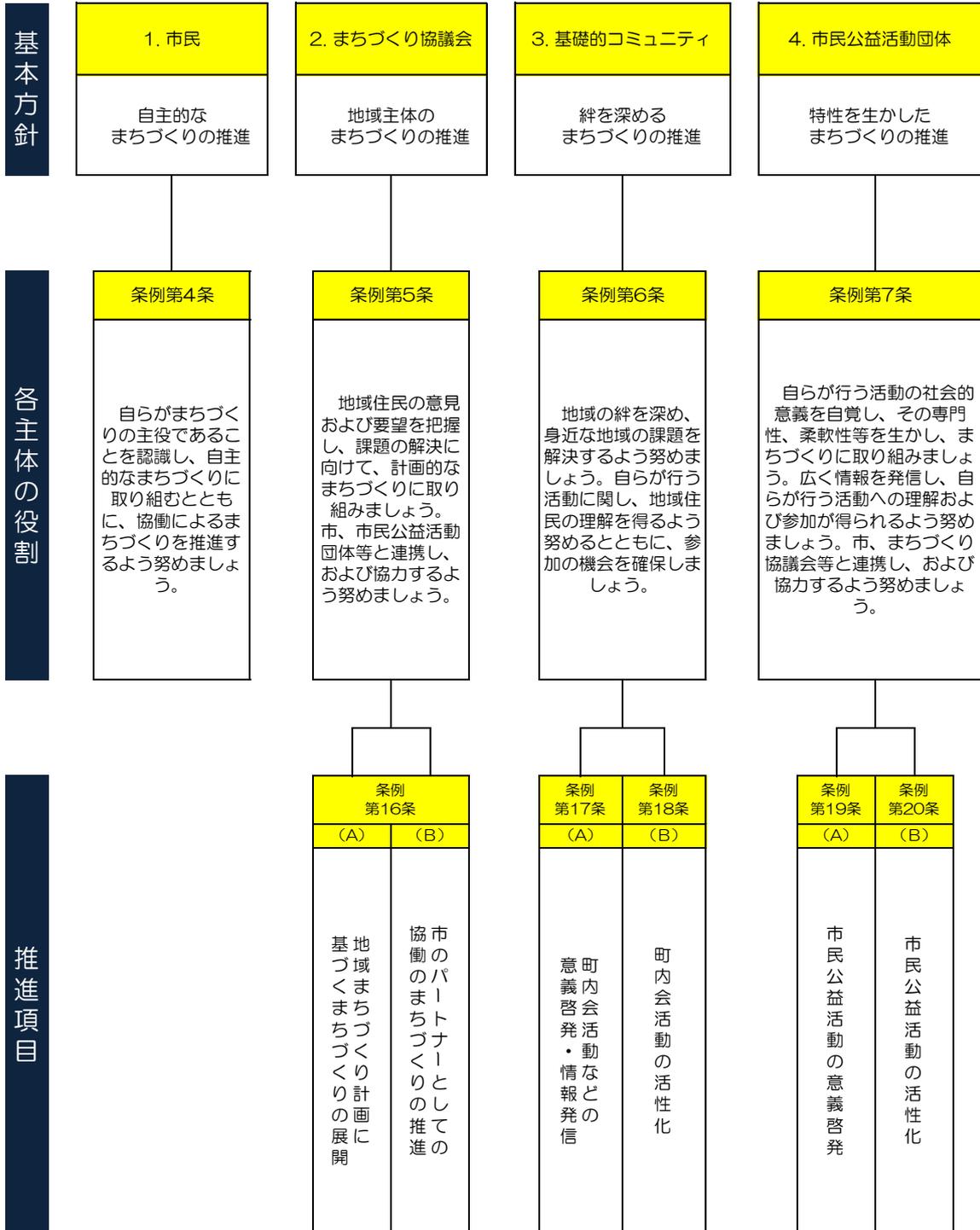
市の最上位計画である「第5次草津市総合計画」を多様なまちづくりの主体と協働で進めるため、各主体の役割を明確にし、それぞれがまちづくりを行い、自分たちの力だけでは課題を解決できないものについては連携・協力し、住み良いまちを目指します。また、地域課題を他人任せせず、地域住民が支えあい、多様な主体が協働し、安心して暮らすことのできる「地域共生社会」を目指します。

(2) 協働によるまちづくりに取り組むイメージ図

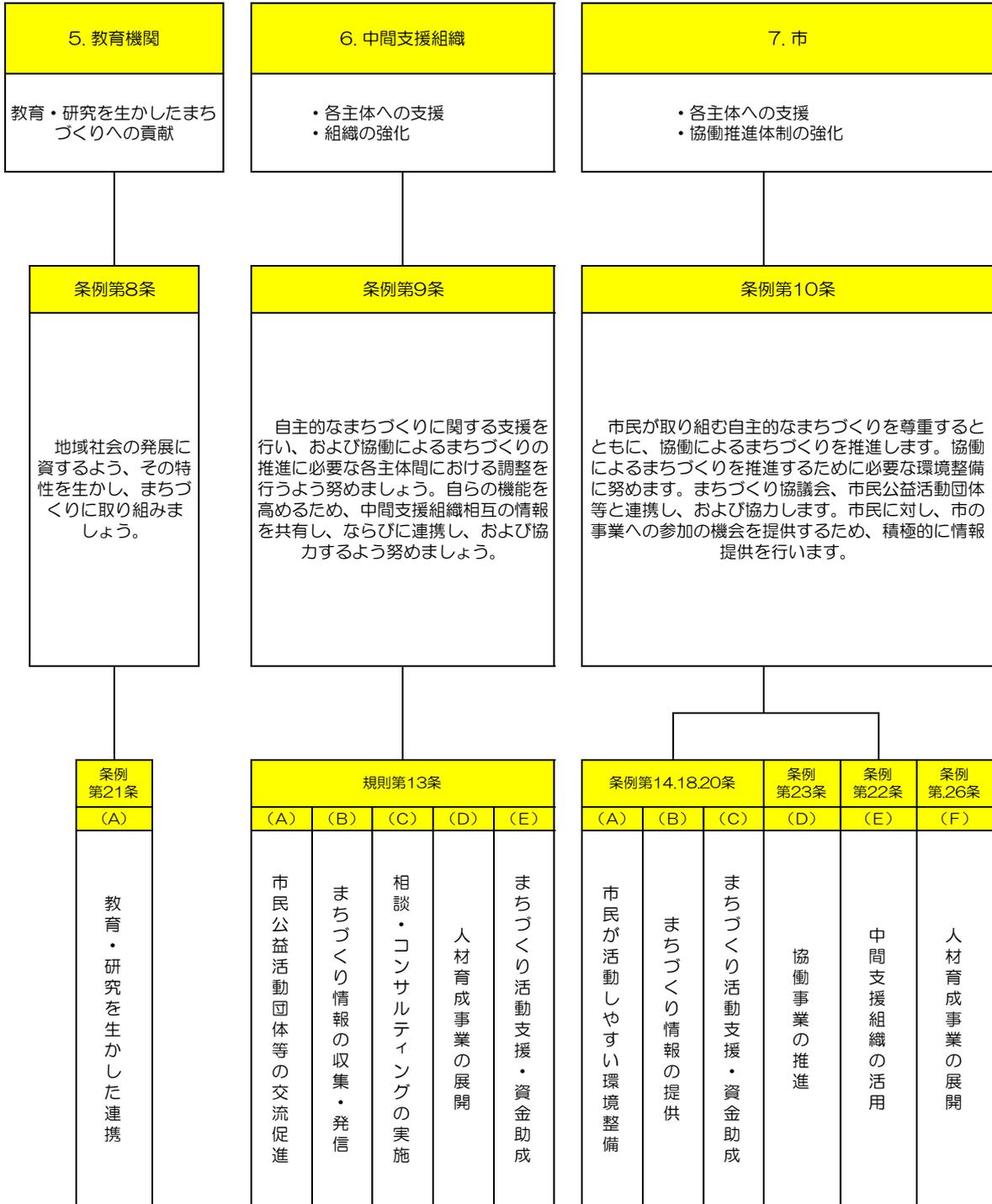


(3) 体系図

みんなで作る 協働のまち草津



～ 多様な主体が 草津の力に ～



2. まちづくりにおける各主体の施策展開

1 市民

◆現状と課題

本市では、第5次草津市総合計画に基づき、市民との協働事業を推進し、協働のまちづくりに参画いただける仕組みづくりを進めてきました。

しかし、現在、特定の方のみが地域課題の解決に取り組む傾向にあり、今後は、本市で生活する誰もが地域の課題を認知し、参画することが求められます。地域にある課題や周囲の方が抱える困りごとを共有し、様々な立場の主体が連携しながらまちづくりを進めることで、将来世代にわたり、安心感のあるまちをつくることができると考えます。

今後、住み良いまちを築いていくために、地域住民においては他人事になりがちな地域づくりを「我が事」として捉え、他人や地域のことに関心を持ち、行動していくことが求められます。

◆基本方針 自主的なまちづくりの推進

住み良いまちを築いていくために、地域でのつながりが生まれるよう、行動していくことが大切です。

◆役割 自らがまちづくりの主役であることを認識し、自主的なまちづくりに取り組むとともに、協働によるまちづくりを推進するよう努めましょう。

目標値の設定

地域のまちづくり拠点を充実し、多様な主体間の連携・協働を促進することで、市民が取り組む自主的なまちづくりをさらに進めます。

市民主役のまちづくりが進んでいると 思われる方の割合（市民意識調査結果）	現況(平成30年度) 18.2%	➡	目標(令和5年度) 25.0%
-----------------------------------------	---------------------	---	--------------------

2 まちづくり協議会

◆現状と課題

市では、現在14学区のまちづくり協議会を認定しています。今後、地域まちづくりセンターを拠点に、施設管理と併せて、地域の実情に合った柔軟な対応や地域の特性を生かした地域主体のまちづくりの展開が必要とされています。まちづくり協議会においては持続可能な運営が求められる一方、役員のなり手不足等により、役員の固定化や負担感の増大が課題となっています。

◆基本方針 地域主体のまちづくりの推進

地域の課題や事業内容の可視化により、地域の特色をいかしたつながりが生まれるまちづくりの展開が求められています。

◆役割 地域住民の意見および要望を把握し、課題の解決に向けて、計画的なまちづくりに取り組みましょう。市、市民公益活動団体等と連携し、および協力するよう努めましょう。

◆主な方向性

① 地域まちづくり計画に基づくまちづくりの展開が必要です。

地域の現状や課題を把握し、課題の解決のための取組を示した計画を策定し、目指すべき将来像を可視化することにより、地域住民と共に実行することが大切です。また、より効果的・効率的に取組んでいけるよう、必要な見直しも行いながら他の主体と連携・協力し、つながっていくことも大切です。

② 協働のまちづくりの推進が必要です。

地域における公共施設の指定管理を受け、地域の活動拠点として活用し住民ニーズに合った取組を進めていくことが大切です。

また、地域の課題にあった事業の展開のために、課題や事業、情報を公開、共有し他の主体とつながりながら取組を進めていくことも大切です。

3 基礎的コミュニティ

◆現状と課題

基礎的コミュニティには、地域での環境美化活動や地域住民対象の催しを実施する等で、町内会活動の活性化に取り組んでいただいています。市内には、218の町内会等(令和元年4月現在)があり、平成30年度では加入率が89.8%となっていますが、基礎的コミュニティの活性化について満足している市民は13.0%(平成30年度市民意識調査結果)でありました。ライフスタイル、価値観の多様化等の要因もありますが、基礎的コミュニティの空洞化や地域コミュニティの希薄化も懸念されます。

また、地域によっては、役員のなり手不足や固定化、役員の負担感の増大についても懸念されています。これらの課題は、町内会活動の停滞につながり、それにより基礎的コミュニティの衰退という問題を招きかねません。

◆基本方針 絆を深めるまちづくりの推進

災害時等のいざという時に助け合う仕組みや、つながることができる仕組みづくりの構築が大切です。

◆役割 地域の絆を深め、身近な地域の課題を解決するよう努めましょう。自らが行う活動に関し、地域住民の理解を得るよう努めるとともに、参加の機会を確保しましょう。

◆主な方向性

① 町内会活動などの意義啓発・情報発信が必要です。

町内会の活動や役割を広く理解してもらうため、分かりやすい情報発信に努め、関心を持つ人を増やす取り組みが大切です。

② 町内会活動に関わる人を増やす事業展開が必要です。

地域住民が関心を持ち、関わり、つながることができるような事業展開が大切です。誰もが阪できるよう心掛け、地域の事業が「楽しそう」「参加してみよう」と思えるような事業を考えてみたり、簡単な役割をお願いし関わる人を増やしてみたり、意見や思いを聞いてみたりすることから始めてみるのも大切です。

4 市民公益活動団体

◆現状と課題

市民公益活動団体数は、271団体(令和元年度草津市コミュニティ事業団調査結果)で、10年前の230団体からは増加してきました。事業の情報発信については、ホームページやSNSを活用し取り組まれている、一方、団体としての活動資金や場所の確保、担い手の固定化という課題を抱えている団体も多いのが現状です。

◆基本方針 特性を生かしたまちづくりの推進

市民公益活動団体はその特性を生かして活動するとともに、他の主体とのつながることでの相乗効果を発揮してまちづくりを行うことが大切です。

◆役割 自らが行う活動の社会的意義を自覚し、その専門性、柔軟性等を生かし、まちづくりに取り組みましょう。広く情報を発信し、自らが行う活動への理解および参加が得られるよう努めましょう。市、まちづくり協議会等と連携し、および協力するよう努めましょう。

◆主な方向性

① 市民公益活動団体の意義啓発・情報発信が必要です。

団体の活動や役割を広く理解してもらうため、分かりやすい情報発信に努め、関心を持つ人を増やす取り組みが大切です。

② 市民公益活動の活性化が必要です。

団体の持つ特性を生かし、他の主体と関わりつながることを意識した活動が大切です。

地域の課題解決に貢献できるよう、団体自身での学びをはじめ地域の学びを支援することが大切です。

安定して活動を展開できるよう、組織の基盤を強化することが大切です。

5 教育機関

◆現状と課題

大学と市では、イベントの共催・後援や審議会等委員としての専門知識の提供等により、協働を進めています。また、小・中学校では、地域の方と連携しながら子どもの学習を支援するシステムとして、地域協働合校を実施しています

◆基本方針 教育・研究を生かしたまちづくりの推進

個性豊かな地域社会の形成の支援や、地域の課題の解決のためには教育機関がもつ様々な人材、提供可能な物的・知的資源等の情報を公開し、機能を生かして地域とつながることが求められています。

◆役割 地域社会の発展に資するよう、その特性を生かし、まちづくりに取り組みましょう。

◆主な方向性

- ① 生徒や学生に地域活動への参加を促す取り組みが必要です。
将来のまちづくりを担う世代への働きかけはとても大切です。地域に関心を持てるような取り組みや学びの提供も大切です。
- ② まちづくりに活かせる情報発信が必要です。
地域の課題に対して、どのような物や知識の提供が可能か等わかりやすい情報の公開が大切です。さらに他の主体と共同で研究を行うことも期待されます。
- ③ まちづくりに活かせる学びの場の提供が必要です。
他の主体との連携による学習機会の提供や、学べる社会の醸成が期待されます。

6 中間支援組織

◆現状と課題

市は協働によるまちづくりを円滑に進めるため、公益財団法人草津市コミュニティ事業団および社会福祉法人草津市社会福祉協議会を中間支援組織として指定し、団体間のコーディネート、情報収集や発信、相談、人材育成や活動支援等を担っていただいています。令和元年に実施した「課題共有型地域円卓会議」では、協働を進めるには中間支援組織のより効果的・効率的なコーディネートの役割が重要であることも話われました。

公益財団法人草津市コミュニティ事業団

各主体への支援事業の展開により関わりが深められつつある中、今後は事業団が取り組む4つの分野①コミュニティ振興・まちづくり②高齢者福祉・多文化交流③環境・公園緑地④社会教育・文化・スポーツを中心に中間支援組織に求められている役割を果たすため多様な主体との連携を進めながら、団体間のコーディネート力の発揮が求められています。

社会福祉法人草津市社会福祉協議会

地域の関係団体との連携が進み地域福祉活動の定着が進みつつある中、今後もさらに地域における住民主体の福祉のまちづくりが進むよう、団体自らの活動だけでなく学区の社会福祉協議会や市内のボランティア団体との協働事業の展開や、市民と市民または市民と市等の間に立って調整、助言、ならびに情報提供など中間支援機能の発揮が求められています。

◆基本方針

◇各主体への支援によるまちづくりの推進

◇組織の強化教育・研究を生かしたまちづくりの推進

各主体の支援、体制強化に留まらず、各主体間のつなぎ役としての機能が求められています。

◆役割

自主的なまちづくりに関する支援を行い、および協働によるまちづくりの推進に必要な各主体間における調整を行うよう努めましょう。自らの機能を高めるため、中間支援組織相互の情報を共有し、ならびに連携し、および協力するよう努めましょう。

◆具体的な取組

① 市民公益活動団体等の交流促進事業の展開

地域課題解決のための個々の活動は、つながることで大きな課題にも関わられる力となります。中間支援組織の役割は、まちに関わる多様な団体に関わるためのきっかけづくりの事業展開です。

草津市コミュニティ事業団	草津市社会福祉協議会
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域サロン交流会の実施 ・ボランティアフェスティバルの実施

② まちづくり情報の収集・発信

市内の様々なまちづくり活動や実務に役立つ情報などを収集し、わかりやすく発信することが大切です。必要な人へ必要な情報が届くよう、柔軟な対応を行うのも中間支援組織の役割です。

また、市民がまちづくり活動に関心を持つきっかけとなるような情報発信も必要です。

草津市コミュニティ事業団	草津市社会福祉協議会
<ul style="list-style-type: none"> ・地域ポータルサイト「くさつ情報ネット」の運営 ・まちの情報局の設置 ・「コミュニティくさつ」の発行 	<ul style="list-style-type: none"> ・市社協ホームページの運営 ・「社協くさつ」の発行 ・ボランティアグループや地域サロンリストの発行

③ 相談・コンサルティング機能の発揮

市民公益活動や地域活動を進めていく中での課題に対し、相談にのりサポートを行うことが役割です。また、まちづくりに関わる人や団体等がつながるためのコーディネートは特に重要な役割です。

草津市コミュニティ事業団	草津市社会福祉協議会
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域サロン活動支援員の配置 ・地域福祉活動推進支援強化事業 ・生活支援体制整備事業

④ まちづくりに関する人材育成や学びの事業の展開

まちづくりに関わるためや担い手の育成のためだけでなく、各主体対象に人材育成に関する学びの場の提供に取り組むことが役割です。

草津市コミュニティ事業団	草津市社会福祉協議会
<ul style="list-style-type: none"> ・人と街の未来をつくるカレッジの実施 ・くさつまちひとサロンの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア体験教室の実施 ・ボランティアスクールの実施 ・福祉教養大学の実施

第3章 協働推進のための施策展開

⑤ まちづくりに関する活動の支援や資金助成制度の充実

・組織マネジメント講座の実施

まちづくり協議会や基礎的コミュニティ、市民公益活動団体における実務や資金調達などの専門分野における学習機会を提供しながら、組織の運営力を高めるサポートを行うことが役割です。

・助成金制度や活動支援情報の充実

助成金などによる資金面でのサポートにより、市民公益活動団体の立ち上げや活動の支援が役割です。また、市内の市民活動情報や実務支援情報を提供し、活動のサポートを行うことも役割です。

・イベント備品貸与や活動機会の提供

催しなどに必要となる各種備品や設備などを貸し出し、活動機会を創出する支援が役割です。

草津市コミュニティ事業団	草津市社会福祉協議会
<ul style="list-style-type: none"> ・レンタルねっと・くさつの運営 ・市民活動助成金制度の実施 ・市民活動情報誌「つながりのめ」の発行 ・まちづくり協議会向けハンドブックの作成 ・地域まちづくりセンター支援業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・備品・車両貸出 ・地域支え合い運送支援事業 ・フードバンクセンターの設置 ・各種福祉団体への事業助成 ・ボランティア団体活動助成 ・地域福祉活動への助成 ・地域サロン活動の支援 ・地域ふれあいの場づくり助成

⑥ 事業連携の実施

中間支援組織同士で学習会などを行い、相互理解や中間支援力を高めていくことが期待されます。また、両者がつながることによって協働に関わる輪がさらに広がるよう期待します。

草津市コミュニティ事業団	草津市社会福祉協議会
とく・得バスツアーの実施	

7 市

◆現状と課題

市においては、まちづくりの各主体と連携・協力するため、環境整備や助成事業等支援体制の充実を図ってきました。令和元年8月に実施した協働事業調査では、全事業のうち11.9%の事業において、今後市民の参画割合が増える事業展開が可能という結果でした。

また、協働に関する職員の意識を調査したアンケート(平成30年12月実施)では、行政経験を積むほど、市民と行政が相互に連携・協力しまちづくりを進めることの重要性を認識しており、研修を受ける回数が多いほど「協働」が有意義で積極的に行うべきであるという結果でした。今後も協働意識の向上のための職員研修を継続し、各部に協働推進員を配置するなどしながら全庁的に柔軟に協働事業の展開が図れるよう努めていきます。また、各主体への支援については、今後も継続しつつ、地域課題の解決に向けて協働で取り組むことのできるしくみづくりを進めていきます。

成果目標でもあります、「市民主体のまちづくり」が進むよう、市政への市民参画についてもさらに進めます。

◆基本方針

- ・各主体への支援によるまちづくりの推進
- ・協働推進体制の強化によるまちづくりの推進

◆役割

市民が取り組む自主的なまちづくりを尊重するとともに、協働によるまちづくりを推進します。協働によるまちづくりを推進するために必要な環境整備に努めます。まちづくり協議会、市民公益活動団体等と連携し、および協力します。市民に対し、市の事業への参加の機会を提供するため、積極的に情報提供を行います。

◆具体的施策

- ① 市民が活動しやすい環境を整備します。
- ② まちづくり情報の提供を行います。
- ③ まちづくり活動の支援や資金助成を行います。
- ④ 協働事業の推進を行います。
- ⑤ 中間支援組織の活用を行います。
- ⑥ 人材育成事業の展開を図ります。

第4章 計画の推進にあたって

1. 計画の推進体制の整備

協働のまちづくりを実現するためには、推進計画をより実効性の高いものにすることが必要です。そこで、本市では市民と行政との協働のまちづくりを全庁的に推進するために、平成22年度から市長を本部長とし、各部長の長をメンバーとする「草津市協働のまちづくり推進本部会議」を設置しています。本部会議において、庁内の連携・調整を図るとともに、推進本部会議の下に総括副部長会議メンバー等で構成する幹事会を設置し、協働のまちづくりを推進するための施策・システムなどを検討します。

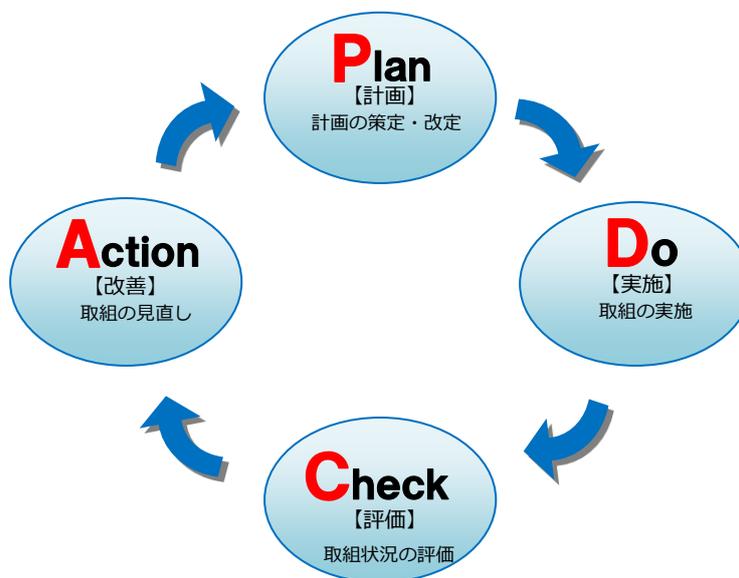
2. 計画の進捗管理

本計画に示す施策を確実に実行していくためには、計画の中で示されたスケジュールと実際の進行状況を定期的に点検し、適宜、スケジュール変更や作業手順の見直しなど、必要な措置を講じていくことが必要です。

このため、本計画では「Plan(計画)」、「Do(実施)」、「Check(評価)」、「Action(改善)」の一連の流れに沿ったPDCAサイクルにより、効果的な進捗管理を行っていきます。

また、「Check(点検)」については、毎年度自己評価を行い、学識経験者、関係団体の代表者、公募市民から構成される「草津市協働のまちづくり・市民参加推進評価委員会」の意見を聴き、必要に応じて次年度の事業に反映していきます。

▼PDCA サイクル イメージ図



資料編

1. 委員名簿

草津市協働のまちづくり・市民参加推進評価委員会委員

(各号五十音順・敬称略・◎:委員長・○:副委員長)

NO.	分類	氏名	所属
1	学識経験	重原 文江	くさつ☆パールプロジェクト代表
2		○土山 希美枝	龍谷大学 教授
3		◎中川 幾郎	帝塚山大学 名誉教授
4	地縁団体	梅村 進	矢倉学区未来のまち協議会 副会長
5		花澤 仁左エ門	志津南学区まちづくり協議会 会長
6	市民公益活動団体	辻 圭子	AI・AI 代表
7		宮下 千代美	特定非営利活動法人ディフェンス 常勤理事 (まちづくりセンター運営協議会代表)
8	教育機関	井上 拓也	立命館大学総務部BKC地域連携課 課長
9	公募	東川 八恵子	公募市民
10		堀井 喜一	公募市民

委嘱期間:平成30年6月1日～平成32年5月31日

2. 第2次草津市協働のまちづくり推進計画策定の経過

項目	日時・場所	内容等
第1回	令和元年7月8日(月)10:00～ 市役所4階行政委員会室	協働のまちづくり推進計画の進捗および達成度の評価
第2回	令和元年9月17日(火)10:00～ 市役所4階行政委員会室	推進計画中間見直し(素案)にかかる審議
第3回	令和元年 月 日() : ～ 市役所4階行政委員会室	・推進計画中間見直し(案)にかかる審議 ・パブリックコメント実施について
第4回	令和2年 月 日() : ～ 市役所4階行政委員会室	・パブリックコメント結果について ・推進計画中間見直し最終案について

3. 協働によるまちづくりの事例

事例① 学区別防犯マップ作成事業

自治会+行政

効果的に防犯活動を行うために、まちづくり協議会と市が協働で、地域住民とともに自分たちのまちの犯罪に強いところ、弱いところを点検して歩き、学区ごとに防犯マップを作成し、子どもたちの安全・安心を見守ります。



事例② 町内会加入促進事業



基礎的コミュニティ+行政

町内会の役割や重要性を認識してもらい、町内会の加入促進を目的として、市で啓発チラシや物品の作成を行い、町内会やまちづくり協議会と協働し啓発活動を行います。

事例③ 認知症カフェなごみ

市民公益活動団体+行政

認知症サポーターに対する講座として、医師や介護経験者、先進地の職員など様々な関係者を講師に招き認知症への理解や地域での活動について学びました。また、認知症のご本人やご家族が安心して過ごせる居場所、介護者が相談できる場づくり等を行います。



4. 用語解説